

1. 目的

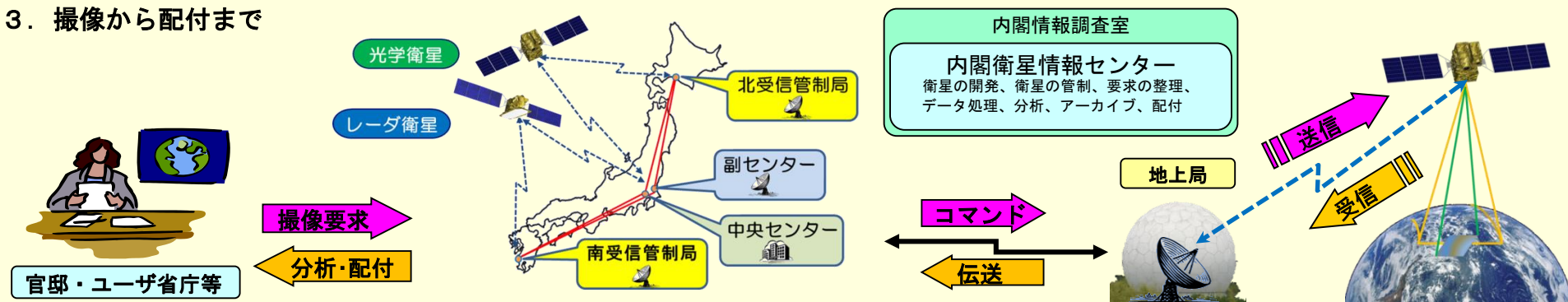
外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的として、情報収集衛星を導入する(平成10年12月22日 閣議決定)

2. 構成

情報収集衛星には、光学衛星とレーダ衛星があり、地球上の特定地点を1日1回以上撮像するため、光学衛星2機、レーダ衛星2機を維持するように開発。(平成25年4月に4機体制確立)

- ◆光学衛星は、デジタルカメラと仕組みが類似しており、地表からの光を検出する衛星。詳細な分析に適しているが、夜間や悪天候時の撮像には不向き。
- ◆レーダ衛星は、電磁波を放射し、反射波を検出する衛星。日射に依存しないため、夜間や悪天候時でも撮像できる。

3. 撮像から配付まで



4. 衛星開発の考え方

- 安定的かつ確実な開発を行うため、**自主開発**を基本とした開発を進め、**ミッションに係る重要な部品**等のうち必要なものについては、**国産化**を進めている。
- 情報収集衛星の継続的な運用の確保のため、衛星の設計寿命(5年)、衛星の開発に要する期間(約7年)を踏まえ、**長期を見据えたスケジュールに基づき順次開発**を行う。
- 宇宙基本計画に基づき、情報収集衛星の**機能の拡充・強化**や**即時性・即応性の強化**に向け、**データ中継衛星の開発**に着手し、**機数増**を含め、情報収集衛星の体制を継続的に強化する。

5. 情報収集衛星の活用

- 情報収集衛星によって得られた情報等に基づいて作成した成果物は、官邸及び利用省庁に配付され、情勢判断や政策決定に活用されている。
- また、**大規模被害を伴う災害や事故等への対応**のため、情報収集衛星等の情報をもとに、**内閣情報調査室において被災状況推定地図や加工処理画像を作成し**、関係省庁等に幅広く配布。更なる活用と周知を図るため、速やかに**内閣官房ホームページを通じて広く公開**している。また、必要に応じて外務省を通じて外国政府に被災状況推定地図を提供。